

## 南足柄市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南足柄市立図書館（以下「市立図書館」という。）において市民の利用に供するために配架する雑誌に関し、民間事業者その他の者からその提供を受ける市立図書館雑誌スポンサー制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「市立図書館雑誌スポンサー制度」とは、市立図書館が雑誌スポンサーから雑誌の提供を受け、当該雑誌を市民の利用に供するに当たりその保護及び保管のために必要な用具及び当該雑誌を配置する書架（以下「保護用具等」という。）に当該雑誌スポンサーに関する広告物その他当該雑誌の提供に関する情報を掲示する制度をいう。

2 この要綱において「雑誌スポンサー」とは、市立図書館における資料の充実の後援を目的として市立図書館に雑誌を提供する民間事業者その他の者をいう。

(雑誌スポンサーの要件)

第3条 雑誌スポンサーとなることができる者は、市立図書館に1年以上雑誌を提供することができる者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 株式会社その他の民間企業
- (2) 小売商業、サービス業その他の事業を営む者又はその組織する団体
- (3) 前2号に掲げる者のほか、雑誌スポンサーとして適当であると南足柄市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、雑誌スポンサーとなることできない。

- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定を受けた者
- (2) 南足柄市入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成21年南足柄市要綱第5号）に基づく指名停止を受け、その指名停止期間中にある者
- (3) 南足柄市暴力団排除条例（平成23年南足柄市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

(4) 市税を滞納している者

(5) 前各号に掲げる者に類する者であると教育委員会が認めた者

(掲示する広告物の要件等)

第4条 雑誌スポンサーから提供を受ける雑誌の保護用具等に掲示する広告物は、その記載内容が次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

(1) 市立図書館の公共性、中立性又はその品位を損なうおそれがないものであること。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業に該当するものでないこと。

(3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないものであること。

(4) 政治活動若しくは宗教活動又は個人、団体等の意見に関するものでないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市立図書館に掲出することが適当であると認められるものであること。

(雑誌スポンサーの申込み)

第5条 雑誌スポンサーになろうとする者は、教育委員会が別に指定する雑誌のうちから市立図書館に提供する雑誌を選定し、南足柄市立図書館雑誌スポンサー申込書(第1号様式)に掲示する広告物を添えて、教育委員会に申し込まなければならない。この場合において、同一の雑誌について複数の者から申込みがあった場合には、申込みの早い者を優先するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは南足柄市立図書館雑誌スポンサー決定通知書(第2号様式)により、適当でないと認めるときはその旨を当該申込みを行った者に通知するものとする。

(雑誌の提供)

第6条 雑誌スポンサーは、教育委員会が別に指定する方法により、市立図書館に雑誌を提供するものとする。

2 雑誌スポンサーは、提供する雑誌の刊行の休止、廃止その他市立図書館に雑誌を提供することができなくなるおそれがあるときは、提供する雑誌の変更その他必要な事項について、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。

(費用負担)

第7条 雑誌スポンサーは、雑誌の購入に要する費用を負担するものとする。

(広告掲出期間)

第8条 雑誌スポンサーとなることができる期間は、雑誌スポンサーとして決定を受けた日から当該決定を受けた日の属する年度の末日までとする。ただし、雑誌スポンサーが継続を希望する場合は、1年単位でその期間を延長することができる。

(広告物の内容の変更)

第9条 雑誌の保護用具等に掲示する広告物の内容の変更は、当該年度について、1回まで認めるものとする。

(雑誌の提供の中止の申出)

第10条 雑誌スポンサーは、第8条第1項本文に規定する期間の途中において、雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の3月前までに教育委員会に申し出て、その承認を受けなければならない。

(雑誌スポンサーの決定の取消し)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第2項の規定による決定を取り消すものとする。

- (1) 雑誌スポンサーが前条の規定により雑誌の提供の中止を申し出た場合において、その申出を承認するとき。
- (2) 雑誌スポンサーが第3条第2項のいずれかに該当することが明らかとなったとき。
- (3) 雑誌スポンサーから第6条第1項に規定する方法による雑誌の提供がなかったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に反していると教育委員会が認めたとき。

2 前項の規定により雑誌スポンサーの決定の取消しをした場合には、既に市立図書館に提供された雑誌の返還は、行わないものとする。

(広告物の内容等に関する責任)

第12条 広告物の内容に関する一切の責任は、雑誌スポンサーが負い、広告物の掲示に関して第三者に対し損害を与えた場合は、雑誌スポンサーの責任において解決する。

(実施細目)

第13条 この要綱に定めるもののほか、市立図書館雑誌スポンサー制度に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成25年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から平成26年3月31日までの間に、雑誌スポンサーとなる者に係る第

8条の規定の適用については、同条中「当該決定を受けた日の属する年度の末日」とあるのは「平成27年3月31日」とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月11日から施行する。